

国家戦略特区等提案様式(随時提案)

①提案主体の氏名又は団体名	②提案主体の住所			③提案名	④事業の実施場所(任意)	⑤事業の実施内容	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される効果	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(任意)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等	⑨「④」及び「⑤」を実現するために想定される規制改革の内容
	都道府県名(選択)	市町村名	番地(任意)							
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	01 ICや空港ゲートと一般道の結節点等の周辺における空港関連産業等への活用の弾力化(農振除外要件の緩和)	成田空港周辺9市町エリア内(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)	成田空港周辺9市町内にある以下の三つのエリアの土地利用の弾力化を図りたい ・インターチェンジの周辺範囲3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内	空港周辺における土地利用の利便性が高いエリアの有効活用を図り、空港機能強化の効果発現に必要な環境を整備することで民間企業の開発を誘引し、世界と戦う首都圏国際空港に相応しいエリア実現による国際競争力の強化の効果が見込まれる。	農業振興地域からの除外に伴う手続き	農業振興地域の整備に関する法律 第13条第2項	成田空港周辺9市町内にある以下の対象の範囲に含まれる農地で、以下の対象施設の設置が見込まれる土地については、農振法第13条第2項に掲げる要件のうち、1号から4号までの適用を除外する。 【対象の範囲】 ・高速自動車国道その他自動車のみの交通の用に供する道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲おおむね3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内 【対象施設】 ○ 物流/航空関連 物流施設、運送施設、ケータリング、リネン ○ 旅客関連 宿泊施設、商業施設、観光施設 ○ 従業員 住宅、商業施設、医療/介護施設、文化/教育施設 ※市町のまちづくりの方針に沿ったものに限る。
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	02 ICや空港ゲートと一般道の結節点等の周辺における空港関連産業等への活用の弾力化(農地転用許可基準の緩和)	成田空港周辺9市町エリア内(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)	成田空港周辺9市町内にある以下の三つのエリアの土地利用の弾力化を図りたい ・インターチェンジの周辺範囲3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内	空港周辺における土地利用の利便性が高いエリアの有効活用を図り、空港機能強化の効果発現に必要な環境を整備することで民間企業の開発を誘引し、世界と戦う首都圏国際空港に相応しいエリア実現による国際競争力の強化の効果が見込まれる。	農地転用を行うにあたっての許可を得るための手続き	農地法第4条第6項 農地法第5条第2項	成田空港周辺9市町内にある以下の対象の範囲に含まれる農地で、以下の対象施設の設置のために転用される土地については、立地基準の適用を除外する。 【対象の範囲】 ・高速自動車国道その他自動車のみの交通の用に供する道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)の出入口の周囲おおむね3km以内 ・空港ゲートと一般道との結節点半径5km以内 ・国道と国道の交差点半径3km以内 【対象施設】 ○ 物流/航空関連 物流施設、運送施設、ケータリング、リネン ○ 旅客関連 宿泊施設、商業施設、観光施設 ○ 従業員 住宅、商業施設、医療/介護施設、文化/教育施設 ※市町のまちづくりの方針に沿ったものに限る。

①提案主体の氏名又は団体名	②提案主体の住所			③提案名	④事業の実施場所(任意)	⑤事業の実施内容	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される効果	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(任意)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等	⑨「④」及び「⑤」を実現するために想定される規制改革の内容
	都道府県名(選択)	市町村名	番地(任意)							
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	03 空港敷地拡大に伴う移転代替地の開発弾力化	成田空港周辺9市町エリア内の一部(成田市、多古町、芝山町)	空港の新たな展開候補地から移転が必要になった住民・事業者のために、代替地確保にあたっての制限を緩和したい	空港の新たな展開候補地として土地を譲渡した住民・事業者に対し、移転先の土地確保の要件を緩和することで、住環境の激変緩和や地域での事業継続を行いやすくする。	・農業振興地域からの除外に伴う手続き ・農地転用を行うにあたっての許可を得るための手続き	農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第3号 農地法第4条第6項但書 農地法第5条第2項	農振法施行令及び農地法における「土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合」を、「集団で空港の新たな展開候補地から移転するための代替地として、同程度の土地を同一市町内で確保する場合」に読み替える。
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	04 騒音区域拡大に伴う移転代替地の開発弾力化	成田空港周辺9市町エリア内の一部(成田市、山武市、多古町、芝山町、横芝光町)	騒特法の防止特別地区内の移転補償の対象となる建築物等の所有者が防止特別地区外に移転する際の代替地確保にあたっての制限を緩和したい	騒特法の防止特別地区内の移転補償の対象となる建築物等の所有者に対し、移転先の土地確保の要件を緩和することで、住環境の激変緩和や地域での事業継続を行いやすくする。	・農業振興地域からの除外に伴う手続き ・農地転用を行うにあたっての許可を得るための手続き	農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条第1項第3号 農地法第4条第6項但書 農地法第5条第2項	農振法施行令及び農地法における「土地収用法第26条第1項の規定による告示があり、かつ、その告示に係る事業の用に供されることとなったものがある場合」を、「騒特法により定める防止特別地区内の騒特法第5条第1項各号に掲げる建築物等の所有者が、騒特法第9条による移転の補償を受け、集団で騒音区域から移転するための代替地として、同程度の土地を同一市町内で確保する場合」に読み替える。
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	05 外国人在留資格の弾力化	成田空港周辺9市町エリア内(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)	成田空港周辺9市町における「倉庫業」についての、外国人材活用の弾力化を図りたい	成田空港周辺の基幹産業の1つとなることが期待される物流産業のうち、外国人材の活用が不可欠と考えられる倉庫業について、人手不足を解消し今後の航空貨物需要増大機会を十分に取り込むことができる効果が見込まれる。	外国人の在留資格制度	出入国管理及び難民認定法 第2条の2 及び 別表第一	成田空港周辺9市町においては、在留資格「特定技能」の特定産業分野に「倉庫業」を位置づける。
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	06 農業分野の研究開発法人の研究開発施設に伴う手続きの緩和	成田空港周辺9市町エリア内(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、横芝光町)	農業分野の研究開発施設を設置する法人が研究開発施設整備する際の農地転用手続きを緩和したい	農業分野の研究開発施設は業務の性質上、農地に隣接していることが望ましいことから、農地の一部に設置する際の手続きを簡易にすることで、施設の集積やショーケース化への期待が見込まれる。これにより、農業分野の研究開発施設の設置誘引による農業クラスター形成により、国内農業の競争力強化が見込まれる。	研究開発施設は農業用施設に当たらないため、当該農地が第1種農地等の優良農地である場合には原則として許可を受けることができない。	【農振農用地】 農地法第4条第6項但書 農振法第3条第4号 農振法施行規則第1条  【1種農地・甲種農地】 農地法第4条第6項但書 農地法施行令第4条第2号イ 農地法施行規則第33条	【農振農用地】 農振法施行規則第1条で定められる農業用施設に農業分野の研究開発施設を追加する。  【1種農地・甲種農地】 農地法施行令第4条第2号イに掲げる「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業の振興に資する施設」に農業分野の研究開発施設を追加する。
千葉県	千葉県	千葉市	中央区市場町1-1	07 マルチテナント型物流施設で働く従業員等の施設所有者による自家用有償旅客運送の緩和	成田空港周辺9市町エリア内(成田市、富里市、香取市、山武市、栄町、神崎町、多古町、芝山町、横芝光町)	マルチテナント型物流施設入居事業者の従業員等の送迎を、自家用自動車を用いて無償にて運送を実施したい	マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等に対し、一括での自家用運送を可能とすることで、物流施設に入居する事業者が個別に運行する従業員送迎の効率化が期待される。	現行法では、マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等の一括での自家用運送は、「他人の需要に応じる」や「有償である」という旅客自動車運送事業の規定に抵触する可能性がある。	道路運送法第2条第3項	マルチテナント型物流施設に入居する事業者の従業員等の一括での自家用運送は、「他人の需要に応じる」や「有償である」という旅客自動車運送事業の規定に抵触しないことの明確化又は緩和を図る。